

お客さま 各位

「残高証明書発行の包括依頼方式規定」改定のお知らせ

平素は、湘南信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では勘定システム更改に伴い、「残高証明書の包括依頼方式規定」を改定させていただきますので、お知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前からお取引いただいているお客さまへも適用されますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和 4年10月11日 (火)

2. 改定内容

- (1) 規定の名称変更
- (2) 発行方式の名称変更
- (3) 手数料のお支払の方法変更

新旧対照表 (改定部分抜粋)

改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)
<b>残高証明書継続発行方式規定</b>	<b>残高証明書発行の包括依頼方式規定</b>
<p>1. <b>継続発行方式とは</b></p> <p>お客さまからあらかじめ「残高証明書継続発行依頼書兼預金口座振替依頼書 (以下、「依頼書」といいます。)」の提出を受けて、その契約内容 (発行サイクル、指定科目・口座等) に基づき残高証明書を発行する取扱いをいい、「残高証明書発行依頼書」の徴求を省略するものです。</p> <p>5. <b>発行手数料</b></p> <p style="text-align: center;"><b>【削除】</b></p> <p><u>(1) 残高証明書発行手数料は当金庫所定の料金により、残高証明書証明日の属する月の翌月15日 (休日の場合は翌営業日) に後払いするものとし、当金庫所定の依頼書によりお届けいただいた手数料引落口座から引落とし充当いたします。以後、本依頼書有効期間中は、同様とします。</u></p> <p><u>なお、この引落は令和5年5月から開始します。</u></p> <p><u>(3) 手数料は諸般の事情により変更することがあります。変更後の手数料は変更日以降最初の残高証明書発行時から適用します。</u></p> <p><u>(4) 本契約の解約時に手数料の未払いがある場合は、当金庫が指定する方法でお支払いください。</u></p>	<p>1. <b>包括依頼方式とは</b></p> <p>お客さまからあらかじめ「残高証明書発行の包括依頼書兼預金口座振替依頼書 (以下、「依頼書」といいます。)」の提出を受けて、その契約内容 (発行サイクル、指定科目・口座等) に基づき残高証明書を発行する取扱いをいい、「残高証明書発行依頼書」の徴求を省略するものです。</p> <p>5. <b>発行手数料</b></p> <p><u>(1) 契約日から最初に到来する3月までの残高証明書発行手数料については、依頼書提出時にお支払いください。</u></p> <p><u>(2) 残高証明書発行手数料は当金庫所定の料金により1年分 (4月から翌年3月) を前払いするものとし、毎年4月1日 (休業日の場合は翌営業日) に当金庫所定の依頼書によりお届けいただいた手数料引落口座から引落とし充当いたします。以後、本依頼書有効期間中は、同様とします。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>【追記】</b></p> <p><u>(4) 手数料は諸般の事情により変更することがあります。変更後の手数料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。</u></p> <p><u>(5) 契約期間中に解約があった場合は、未発行分にかかわる残高証明書発行手数料を返戻します。</u></p>

※ ご不明な点につきましては、当金庫本支店の窓口にお問合せください。